

令和2年9月吉日

各 位

兵庫県信用組合

「後見制度支援預金」の取扱開始について

当組合は、令和2年10月1日（木）より神戸家庭裁判所の「指示書」に基づく「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見または未成年後見）を利用されている被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」に基づき後見人が利用できる普通預金です。

契約締結および預金の払戻しや解約などを、家庭裁判所の「指示書」に基づき行うため、被後見人は、安全・確実な預金管理が可能となり、後見人においても被後見人の預金管理に伴う負担を軽減することが期待できます。

記

1. ご利用いただける方

神戸家庭裁判所（各支部を含む。）にて後見開始（未成年後見人選任を含む。）の審判を受ける方または受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方（保佐・補助・任意後見は対象外）

2. 商品特性

- （1）普通預金口座のご利用が可能であり、総合口座、キャッシュカード、インターネットバンキングなどの各種付帯サービスはご利用いただけません。
また、取扱店（口座開設店）の窓口以外ではお取引いただけません。
- （2）預入期間・金額の制限はございませんが、契約締結、払戻し、追加預入の都度、「指示書」が必要となります。
- （3）日常の必要資金については、「指示書」に基づき定額自動送金が可能です。

3. 適用金利および手数料

- （1）普通預金の店頭表示利率にて付利させていただきます。
- （2）口座管理手数料は不要です。
通帳再発行および定額自動送金については、所定の手数料をいただきます。

4. 取扱開始日 令和2年10月1日（木）

※「後見制度支援預金」は、当組合のSDGs宣言に沿った取組みです。



以 上